

●農村らしさを活かす町づくり ～7期目齋藤町長にインタビュー～

主な内容

- ・齋藤町長にインタビュー…………… P2～4
- ・彫刻コンクール作品募集…………… P5
- ・転作面積配分…………… P6～9
- ・イントラネット運用開始、紙リサイクル… P10～11
- ・県議会議員選挙、国保…………… P12～13
- ・町の話、くらしの情報…………… P14～17
- ・お知らせ、みんなの広場…………… P18～21



ワイッにげろ！
～子どもセンター豆まき～

※広報いかわ No.556

※編集・発行／井川町役場情報課

〒018-1596 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1

☎018(874)4413

FAX(874)2600

※印刷／秋田協同印刷(株)

人口などの動き
(2月1日現在)

・人口	男	2,887人 (-31)
	女	3,202人 (-11)
	計	6,089人 (-42)
・世帯数		1,743戸 (+17)

()内は前年同月との比較

慶 弔 だより

(1/21～2/20)

■お誕生おめでとう

齋藤 壹周^{イチショウ} (修、美穂子・長男) 大野地
松田 彩乃^{アヤノ} (和久、尚子・長女) 新屋敷
齋藤 紗月^{サツキ} (一彦、順子・二女) 赤 沢
遠藤 快^{カイ} (亮太、茜・長男) 小今戸
伊藤陽日葵^{ヒトキ} (淳、かおり・二女) 横 岡

■ご結婚おめでとう (転出)

浅野 徹^{テツ} 五城日町^(新本籍) 立^(新住所) 五城日町^(五城日町)
藤田由美子^{ユミコ} 羽立^{ハツタテ} 五城日町^(五城日町)
安田 英徳^{エイトク} 男鹿市^(男鹿市)
小野 民子^{タモコ} 小今戸^(男鹿市)

■お悔やみ申し上げます。

齋 藤 太 郎 (85歳・紀 男) 赤 沢
鷺 谷 善 太 郎 (90歳・本 人) 海老沢
伊 藤 浅 治 (87歳・俊 一) 中下村
鈴 木 誠 (69歳・本 人) 街 道
浅 野 兼 松 (85歳・本 人) 今 戸
坂 下 豊 四 郎 (63歳・本 人) 街 道

善 意

■地域福祉基金へ

- ・赤沢町内の齋藤真実さんより、亡祖父徳太郎さんの香典返しとして10万円。
 - ・小今戸町内の森田千枝子さんより亡夫隆さんの香典返しとして5万円。
 - ・八幡町内の伊藤修一さんより、亡父文雄さんの香典返しとして5万円。
- “ありがとうございました”

施設の利用状況 (1月)

()内は累計

■環境改善センター……………	817人	(11,575人)
■歴史民俗資料館……………	18人	(513人)
■町民体育館……………	1,109人	(16,655人)
■町民武道館……………	656人	(8,021人)
■町営野球場……………	0人	(3,816人)
■ふれあいスポーツ館……………	432人	(1,770人)
■赤沢山スキー場……………	781人	(836人)
■定住促進センター……………	1,294人	(19,677人)
■日本国花苑施設……………	0人	(12,215人)
■老人福祉センター……………	1,625人	(16,261人)
■ゴミ処理量……………	80 t	(880 t)
■し尿処理量……………	96 kℓ	(1,180 kℓ)



手話教室は、笑いが絶えません。

手 話 教 室

「一番嬉しかったことは、息子の崇史(たかし)が耳の不自由なお父さんお母さんでもいい、と言ってくれたことです。」と先生の妻・昭子さんが目に涙を浮かべながら手話を使って私達に教えてくれたこと。

手話教室のある一コマである。手話教室は月二回、街道町内の工藤憲一さんを先生として町公民館で実施している。工藤さんはとても、きつかけ、でも情報交換、教室はいつも和気あいあいとしている。学ぶ側としても、手話の勉強をしているというよりは、手話を使って自分たちの情報交換をしているといった感じである。

例えば私が手話教室に入ったきつかけは昭子さんだった。こどもセンター

きつかけ、づくり

の入所申込に來た彼女と接して、この人と仲良くなりたいなあと感じたのが始まりだった。笑顔がとても素敵な方で、申し込みにくる他の方々と同じように話をしたかったのだが、私の方が変に構えてしまつてろくに会話も出来なかったのをずっと後悔していた。今接してみても改めて工藤さん一家の人柄に惚れ込んでいく。不思議と言葉の壁は感じない。

ジェスチャーでもなんでも情報交換はできる。時々、手話よりもっと大事なことを教えてもらっているように思う。私が手話を学ぶのは、いろいろな人と交流するための、きつかけ、が欲しいからだと思う。

あなたの、きつかけ、づくり、私たちが一緒に始めてみませんか？

(手話教室・森田陽子)

いよいよ年度を締めくくる3月に入りました。あたりの雪も消え、春めいてくると、何となく心うきうきして次の希望を見つけられそうなきがしたものです。不況のせいでしょうか。辺りを見回しても、うれしい話題が少ないように思っています。

町の将来が見えてこない「町村合併」。七期目当選を果たした齋藤町長のお話をお聞きする中で、目先の損得よりは、人として歴史や文化、社会性を語る町長の言葉に聞き入っていました。

また、減反のことについて調べるうち「とも補償」「高度利用加算」など、専門用語が多くてきて、実際米作りをしている農家はどれくらい理解しているのでしょうか。

いずれにしても、国の政策を遵守したものは、必ず明るい未来があると信じたいものです。

生き生きタイム

<52>

編集雑記

ひとりごと



齋藤町長に インタビュー



任期満了にともなう井川町長選は、2月11日告示され、齋藤正寧氏（60歳、赤沢）が立候補。ほかに立候補者はなく、齋藤氏が無投票で再選され「美しい町、楽しい町、健康な町」を実現するため七期目の町政を担当することになりました。

七期目の当選を果たされた齋藤町長に今後の町づくりについてお話を伺いました。

農村らしさを 活かす町づくり

——当選おめでとうございます。告示の日、町内二十五カ所でご挨拶されたようですが、町内の反応はいかがでしたでしょうか。町長 今回の告示は平日ではなく休日でしたので、おじいさんおばあさんばかりでなく、若い人・中年の人など働いている人が多く、男女の別なく集まっていたとき、ありがたかったです。

七期目に挑んで

——継続して、町政を担うことになりましたが、七期目についてはどうお考えですか。

町長 今後の町政にあたっては、一にも二にも町村合併にどう対処するか、この一点に尽きると思います。もちろん深刻な不況、産業振興など諸課題もたくさんあります。長すぎるというご批

判もあらうとは思いますが。しかし、合併問題は町の将来をどうするのか、町民一人一人の生活がどう変わるのか、重い重い、誤りの許されない課題です。私は二十四年前、公私を峻別し、清潔で公正な行政を展開することを第一の公約にかかげ町長に就任をいたしました。このことを肝に銘じつつ、諸課題に取り組んできました。幸い町民や議会、町内外の先輩や友人など多くの方々のご指導、ご支援を得ながら、大きな誤りを犯すことなく、町政の伸展が出来たことは本当にありがたいことだと思っております。

地方自治にかかわって三十二年。今こそ、その経験を生かしたいと考えています。

今後の町づくり

——井川町は、小さくても完結した町というイメージがありますが、今後の重点施策・まちづくりをどのように展開していくか

れるのですか。

町長 従来どおり美しい町、楽しい町、健康な町の実現のため、全力を尽くすつもりです。幸いここ一〇年ほど二〇〇億円を超える集中的な投資が出来ました。下水道、さくら駅など生活基盤の整備もほぼ終了いたしました。大きい事業で、残るのは築後四〇年になる中学校の改築、圃場整備、二八五号線から七号線、鉄道を越え、今戸方面と結ぶ幹線道が大きなものです。

たとえ町村合併しても、学校は、本町からなくてはならない施設です。現状のまま推移すれば、やがて小・中学生が四〇〇人を切る時代になります。全くの個人的な考えですが、小中一貫校にし、学力向上もはかることが合理的だと考えています。教育委員会にも検討をお願いいたしておりますが、思春期の中学生と同じ学校で小学生がどう影響を受けるかなど専門的な見地からの検討も必要で、ここ二年内にはしっかりした構想を固めたいと考えております。また深刻な不況、そして転作強化など経済的な低迷は続いております。こうした対策のため緊急雇用制度の活用、新年度には町営住宅、町内公民館など乏しい財政をやりくりしながら五億円ほどの投資をし、不況対策の一

助にしたいと考えています。

理想の合併は

——町村合併は、避けて通れないことなのですが、どのようなお考えですか。

町長 結論から申し上げれば湖東五町での合併がベストで最も自然な型だろうと考えています。町議会も同じ意見です。生活実感、経済的なつながり、連帯感、住民気質、歴史や文化の共通性いずれも町づくりには欠かせないものです。従って、農協・消防、葬祭などの広域行政もこうしたことをベースに歴史を積み重ねてきました。また、湖東農協から行政と一体となって産業振興を図りたい趣旨で、湖東五町の合併を進めてほしいとの文書による要請もきております。

私は男鹿市を含めた男鹿部と湖東部に合併を集約し、消防やごみなどの広域行政を男鹿市・南秋で一元化すれば現段階ではかなり理想的だと考えています。過去にごみの問題で多少混乱はありましたが、虚心に努力すれば乗り越え得れない課題ではないと思います。それぞれ各町村とも独自の考え方があるのは当然です。

二月はじめ、五城目・八郎潟両町長と共に昭和・飯田川両町

長に湖東五町案の検討をお願いしていましたが、昭和、飯田川両町から、アンケートの結果、湖東五町の合併は少数で民意ではないとの回答がありました。

合併の背景

そもそも合併の背景には国・地方を通じた財政の危機的状況があり、行財政の効率化が求められています。町村が合併し、規模を大きくすれば効率的だということですが、結局は財政の問題です。地方分権の流れの中で、身近な行政は基礎自治体でということでは仕事量は増えていく。だから小さな自治体から権限を取り上げるといふ乱暴な議論もまかり通っているのです。

秋田県のように人口が減少してゆく、そうした地域では合併しても問題は解決しません。合併をしなければなお財政も住民サービスも悪化します。結局は組織論に集中してしまうので、損だ徳だというわかりづらい議論になっていきます。今の、市町村の仕事の8割位は国も県も同じ仕事に人も金もそれぞれつぎ込んでいて、これを役割分担すれば、黙っていても人も金も1/3は削減できます。国の役人の抵抗が強くて、それが現在

は不可能です。いずれそうした方向へ進むとは思いますが、制度的に確立するには最低でも一〇年以上は要します。だから合併し、当分のぎましようということにならざるを得ないということだと思っております。

全力で合併へ

本町では、昨年六月に集落座談会を終え、慎重論が大勢だと受け止めてきましたが、それ以



笑顔で迎える町のみなさん



第4回

桜の森彫刻コンクール 作品募集 2003.3.1~5.31

設置される作品は、審査による大賞、優秀賞のほか、準賞に選ばれた中から町民の投票によって選出され、町民賞を受賞した作品も実制作していただくことになっています。

町のシンボルである日本国花苑が、より私たちの心に安らぎをあたえ、自然と文化が調和した空間となるようはじめたこのコンクールも第四回目となりました。今回も現代感覚溢れるすばらしい作品が、多数寄せられることを期待しています。

このコンクールには、毎年、国内はもとより海外在住の方からの出品など、多数の応募があります。その中から入賞された作品九点がすでに設置され、国花苑を訪れる方を魅了しています。この三月をまって、第三回コンクール入賞作品の、あと三点が設置されますと、国花苑の住民は十二点となり、それぞれの表情で国花苑を彩ってくれることとなります。

日本国花苑を舞台に彫刻を常設展示し、自然と造形の、共存と融和をはかることとする「桜の森彫刻コンクール」の第四回目の作品募集が始まりました。

このコンクールは彫刻作品を全国から広く公募し、入賞作品を国花苑の野外に常設展示するもので、作品の応募締め切りは平成十五年五月三十一日。審査は六月二十一日・二十二日の二日間です。その後六月二十四日から七月二日まで、全応募作品を展示する一般公開を行う予定です。

応募規定～第4回桜の森彫刻コンクール

- テーマ テーマは特に限定しませんが、日本国花苑の緑豊かな空間にマッチしたもの。
- 設置場所 日本国花苑
- 作品の申し込み
 - 応募は、たて、横、高さの合計が150センチ以内の模型とします。既存作品の場合は、写真で応募してください。
 - 応募は、プロ・アマ、個人・グループを問いません。
- 募集期間 2003年3月1日～5月31日
- 模型搬入期間 2003年6月12日～6月18日
- 審査員
 - 富山 秀男（ブリヂストン美術館館長）
 - 田中 日佐夫（秋田県立近代美術館館長）
 - 堀川 恭（彫刻家）
 - 峯田 敏郎（彫刻家）
- 賞（大賞、優秀賞は実作品の制作費を含む）
 - ・大賞（1点） 500万円
 - ・優秀賞（2点） 各300万円
 - ・準賞（若干） 各20万円
 - ・町民賞（準賞より選出） 30万円
- 問い合わせ 井川町役場 「桜の森彫刻コンクール」事務局
☎ 018-874-4413 FAX 018-874-2600



桜の森の空間が

彫刻を大きく見せている。

彫刻自体が

生き生きとつたえていているようだ。

数が増えるにしたがつて、

すばらしい緑と造形の

空間になるだろう。

審査員 堀川恭氏

齋藤町長に インタビュー

知恵を出し合って 住みよい町へ

みんなに望むこと

——長い間、町政に携わってきて、感じていること、町民に望みたいことなどありますか。

町長 一人一人が町政に積極的に参画し、自分で出来ることは自分でするということが、いつの時代でも大切なことである。少子高齢化社会で共に支え合って生活することは至上命令であり、まさにコミュニティ活動こそその根源です。いずれも町民の皆様が主体的に活動し、汗を流していただかなければなら

知恵を出しあう町づくり

——町長の人柄は、町民はすでに承知ですが、近頃心に思うことやこれからの希望など、自由にお聞かせ下さい。

町長 何でも行政がやってくれて、何でも無料という考え方はどうかと思っています。今は高度成長期とは違っているのだから、地域と行政との役割分担を明確にし、それぞれの役割を担っていかねければなりません。新聞町内や横岡町内の住民の知

恵を出し合った活動などがそのよい例だと思っています。全集落がそういう気持ちになれば、財政が困窮しようとか合併しようとかいふ生活が出来ると思いますが、産業活動でも然りです。農村部では、農村らしさの追求と、地域性を活かした産業が必要だと思っていますし、そういうものに果敢に挑戦してほしいです。

また、金が全てではないということ、金があれば何でも手にはいるというものの考え方が横行し、大事なものを失ってきたように思います。年代によっても違うけれど、若い人に「何言っただろ。爺さん!」といわ

齋藤町長の経歴

昭和17年3月21日生。早稲田大学政経学部卒。昭和39年から45年まで秋田魁新報社勤務。昭和46年2月から県議会議員2期。昭和54年2月に町長初当選。以来6期。

れそうですが、そういう意識を変えていかなければならないと感じています。



職員に拍手で迎えられる齋藤町長

転作面積配分

米づくり、あなたはどうしますか

一月三十一日 平成十五年度転作面積が各農家に配分になりました。平成十五年度井川町における米の作付け面積に関するガイドラインは七八二ヘクタール、生産調整目標面積は三六七ヘクタールで、今年度より二四ヘクタール多く、転作率で三一・九％と二・一％多い配分となりました。

15年度町のガイドライン

通称「減反」と言われた、水田転作面積は年々増え、加えて米価も下がっています。いつかは所有する田んぼ全部に水稲を植え付けることが出来ることに期待して、農家のみなさんは宮々と田んぼを保有し、国や県、町の指導のもと、支援事業や補助事業を駆使し、より多くの農業収入を得る努力をしてきました。町では、平成十五年度の水田農業経営確立対策の基本方針に

- ① 水稲作付面積 転作面積の配分は平成十五年一月一日現在の各農家水田面積に対して一律配分する。
- ② 各農家にガイドラインを提示し、調整は生産組合が行い増減についてはJAほか町が相談に応ずる。
- ③ 飯米農家（二〇ヘクタール未満）については転作面積を配分しない。
- ④ 加工用米は、平成十五年一月一日現在の各農家水田面積に対して一律配分する。
- ⑤ 互助制度による互助金額は三三、〇〇〇円／ヘクタールとする。

を据え、水稲の作付面積に関するガイドライン、生産調整目標面積、一般転作目標面積を各農家に通知しました。とも補償事業についても、水稲作付面積一〇ヘクタールに対し四、〇〇〇円を拠出し、転作面積及び作物に応

じて、二二、〇〇〇円～二二、〇〇〇円（地区達成加算を含む）と三三、〇〇〇円を補償することになっています。

14・15年度を比較すると

米作りに対して様々な対策事業が行われましたが、転作目標面積は年々増加してきました。それでも転作率が三〇％を越えたのははじめてです。加えて、水田農業経営確立対策において生産者に対する助成はどう変わるのでしょうか。

減反の形態も様々で、一般に井川町では、地域性や立地条件、経営規模や労働力などによって違ってきますが、転作して大豆を植える、調整水田として管理する、また、自己保全管理等が実施されてきました。大豆を作付した場合を例に取ると、大豆は、作付けすると、他の転作形態よりも助成額が高く、転作物物として奨励されてきました。更に助成額を上げるために、その団地化（集団化）を進めてきました。一方で、立地条件や意見がまとまらず、個々で作付け（バラ転作）しても、とも補償金で一〇ヘクタールあたり、二二、〇〇〇円の助成金が交付されました。でも十五年度からは一〇、〇〇〇円になります。

転作で一番よい条件とは

農家は米の作付面積により拠出

し、国の助成と合わせた基金から転作内容に応じて補償金（とも補償事業）を受領します。

農業総合指導センターによりまずと、「転作を実施して一番高い助成金を得るには、同じ団地化でも八ヘクタール以上の団地化を形成し、大豆を作付けること」としています。

農家は長い間土地を守り、余儀なくその中の経営を維持してきました。それらを継承するためにも、転作の団地化に理解を示し、協力し合うことが望まれます。

今後の見通し

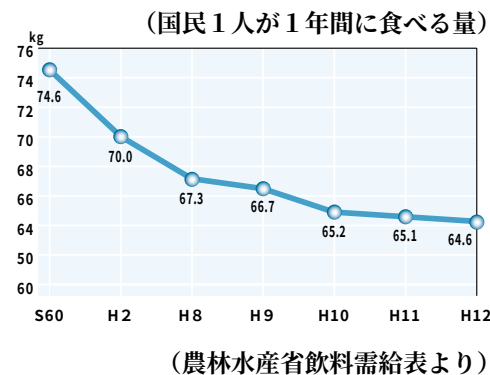
こうして、長い間生産調整（減反）政策がとられてきましたが、水田農業を取り巻く環境は決して予断を許しません。むしろ米余り現象が著しい状況です。例えば米の消費量を見てみますと私たちが一年間に食べる米の量は昭和三十七年度で一一八kgだったものが平成十二年度では四割減の六五kg、米価の低迷も続きます。銘柄によっても差がありますが、平成六年産米で二一、三六七円だったものが平成十三年産では一六、二七四円となっています。また、私たちの周りで稲作りに就く若者を見かけることがあるでしょうか、新規就業者は一人に四人だそうです。そこで国は平成十六年以降二三年達成を目指して米政策の改革を打ち出しました。



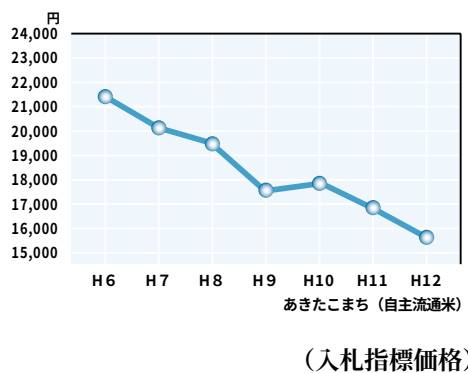
●井川町における転作目標面積の推移

年度	目標面積(ha)	転作率(%)
平成6年	99.0	8.3
7	134.0	11.3
8	194.0	16.5
9	196.5	16.6
10	289.0	24.5
11	289.0	24.9
12	289.0	24.9
13	327.0	28.2
14	343.0	29.8
15	367.0	31.9

●米の消費量の変化



●米の価格の変化



改革の骨子

この改革は、生産調整（減反）の抜本的な見直しを軸とし、担い手農業経営者を主役に消費者や市場を重視した政策への転換を図ろうとするものです。

現行の課題を踏まえつつ、将来はどうなるのでしょうか。

食生活の変化の中で、増えている外食、中食需要に^{なかよく}応えられておらず、全体として米の需要量が減少

多様な需要に応えて、消費者が求める米の供給体制を構築

担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱

プロ農業経営者の成長・拡大を支援し、二十一世紀の食料安定供給体制を構築

国が県・市町村を通じて生産調整面積を配分することによって農業者には強制感

自主性・主体的調整体制に転換し、農業経営者の創意工夫を活かす

規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられない状況

消費者ニーズに応えた産地指定や直結取引等の促進と公正・中立な市場づくりによる複線・多様で安定的な供給体制づくり

消費者の食品表示に関する不信感の増大

生産者名、生産地等を容易に確認できる手法や新たな精米規格を導入し、消費者の表示に対する信頼を回復

計画流通米（流通量の七割弱）を掌握することによる危機管理

米の生産流通の全体を対象として、米が足りない緊急時にも安定供給が図られる体制の整備

減反「面積」を配分していることから、面積を達成しても実効性が挙げがらず米が余り、価格の低下が防げない
有機農業、直播などに取り組みにくい

生産「数量」を調整する方式により、実効性を確実にする併せて、豊作による過剰米について短期融資の仕組みを活用し主体的な販売環境整備を実施
消費者の安全志向、価格志向に応えた生産を促進

地域の特性に関わりなく、全国一律でばらまきとの批判がある助成体制

地方分権の新たな発想の下に、地域自らが考えて行動する水田農業の構造改革の取組に伝えられる助成の方式へ
この中で消費者が求める多様な農産物を、プロ農業経営者が中心となって効率的に生産・供給する産地づくりを推進

価格の変動は、大規模な経営等担い手の経営に大きな打撃

プロ農業経営者が安心して水田農業にいそしめ、積極的に挑戦できるようにセーフティネットを措置

近年の米消費の減少傾向が続くと二十八万haが不作付田

自然環境の保全などの多面的機能の発揮、自給率の向上のために水田の利活用の推進

今までは、米作りを制約され、強制的に減反を迫られたという感があります。だからその見返りに助成金をもらうという概念がありました。これからはその考え方を変えていかなければなりません。助成金は個々の農家にその場しのぎ的交付はしなくなります。転作も本格化し、転作物物の定着化を図ります。もちろん団地化も一層推進し、消費者が求める売れる作物が求められます。
これから私たちは、農地をどう守り、経営はどうしていくのか、地域みんなで知恵を出し合っていくことが必要なようです。

現行での課題

H22年達成目標

●平成15年度 転作補助金(国)の交付案

助成措置

高度加算 5,000	※とも補償に係わる抛出金 →作付面積 4,000/10a	※地区達成加算 3,000円
確立助成 大豆等 40,000 緑肥等 20,000		
とも補償 20,000		
とも補償 10,000		とも補償
一 般 作 物 (大豆・牧草・麦・そば等)		その他の態様
・経営確立条件 (団地条件)を 満たす場合	・経営確立条件(団地条件) を満たさない場合 ・永年性・特例作物(野菜 等)	自己保全 10,000×1/5 調整水田 10,000×2/5

●平成15年度 生産組合別転作面積及び団地化推進案 (㎡)

	平成15年度		平成14年度		平成15年推進面積	
	水田面積	配分面積	転作実績	団地化	水田面積	転作面積
大 台	241,732	77,273	91,672		1,372,078	438,600
川 向	279,029	89,193	74,616			
杉ヶ崎	178,277	56,989	47,822			
屋敷台	341,966	109,313	101,291			
仲 台	331,074	105,832	112,318	52,318		
大 麦	344,734	110,199	88,398		1,061,905	332,469
寺 沢	253,655	74,104	77,468			
綱木沢	9,556	3,054	2,338			
施 田	282,526	90,312	90,225			
館 岡	171,434	54,800	51,364			
赤 沢	556,236	177,807	160,814	22,335	1,196,236	382,389
八 幡	299,996	95,897	89,761	1,570		
大 倉	244,835	78,264	90,926	24,315		
保野子	95,169	30,421	89,293	72,580		
宇治木	274,534	87,759	70,155			
小 泉	372,931	119,211	94,364	22,579	1,026,578	382,158
新 間	379,113	121,188	102,768			
今 戸	2,020,769	645,965	621,025	549,891		
小今戸	1,097,953	350,974	331,994	282,057		
新屋敷	725,663	231,965	215,196	173,970		
街 道	238,215	76,148	62,812	9,307	1,933,015	617,908
田 中	384,867	123,026	115,450	102,229		
羽 立	584,270	186,769	176,618	143,664		
小竹花	143,910	46,002	32,703			
中下村	287,194	91,802	70,900			
上 村	380,349	121,585	91,905	13,301	1,312,619	419,595
坂 本	413,587	132,211	108,059	38,373		
大野地	87,579	27,995	72,625	29,190		
海老沢	481,573	153,942	137,300	8,085		
合計	11,502,726	3,670,000	3,472,180	1,545,764	11,502,726	3,670,000

）は団地化推進地区

●井川町の生産農業所得

	生 産 農 業 所 得	農 業 生 産 性	
		農家1戸当たり 生産農業所得	耕地10a当たり 生産農業所得
平成 2	百万円 1,261	千円 1,425	千円 93
9	1,003	1,243	75
10	745	923	56
11	680	839	51
12	630	876	48



井川町 地域イントラネット 運用開始

あなたへ、町の情報お届けします

前から進めていました「地域イントラネット基盤施設整備事業」の工事が終了し、四月から本格的に運用が開始できるようになりました。

町では、高度情報化社会の到来にあたって、そのメリットを町民全てが享受できるように情報通信網を整備しています。

地域イントラネットは、役場庁舎を起点に公民館、健康センター、さくら駅、診療所、小学校、中学校、地域の主要な集会所等のネットワークを有線放送回線をつなぎ、各種行政情報や地域情報の送受信を高速なインターネットで快適に利用できるものです。住民サービスとして各種行政情報のほか、国花苑などにカメラを設置し、リアルタイムで画像を提供します。また、役場に対しての相談や意見をメールなどで受け付けることもできます。各家庭のパソコンからはもちろんのこと、地域の主要な集会所等に公共端末を配備す

イントラネット
インターネット技術をつかって実現した企業などのネットワークのこと。

●行政情報提供システム

暮らしのガイド・防災情報等の生活に密着した最新の各種行政情報をインターネットを通して町民に提供する。各種届出・手続方法の案内及び各種申請書等のダウンロードも可能である。メール等による町民からの各課への質問、相談に対してタイムリーな回答を行ったり、意見・提言を行政に反映させ住民参加型の行政推進に役立てる。

また、町民の生涯学習を支援する情報の提供を行い、各種講座の案内情報や申請書等の入手も可能となる。

●学校教育支援システム

小中学校の校内LANを高速インターネットに接続することにより、テレビ会議システムを使った学校間の交流、ホームページ作成を通じて地域に情報発信したり、掲示板等による児童・生徒と地域住民との交流を図る。

●観光情報提供システム

桜の名所、日本国花苑に設置する映像配信カメラによるインターネット上に生の映像を一般公開し、観光客ニーズに合った観光情報（地元の郷土料理、地場産品、観光スポットやイベント等の情報）を提供する。日本国花苑ではいつ訪れても四季折々の桜が見られるが、事前に日本国花苑に咲く桜を確認した上で、観光客が訪れることが可能となる。

●公共施設予約システム

各家庭や公共端末から公共施設の空き状況が確認でき、さらに施設利用の予約も可能となる。

●子育て支援システム
小さな子供をこどもセンターに預けている保護者を対象に、こどもセンター内に設置したライブカメラから子供の元気な姿をインターネットに発信する。映像はパソコン等から確認できる。プライバシーを考慮して、利用者にID・パスワードを発行したセキュリティ権限での認証とする。

高速で大容量のインターネットサービス、
3月中旬接続開始

各家庭を対象とする高速で大容量のインターネット接続サービスが、3月中旬から、町内全域で始まることになりました。民間の大手接続業者によるADSLモデムを使った常時接続サービスで、これにより、町内のほぼ全域をカバーできる高速・大容量のインターネット環境が整うことになりました。

なお、接続方法については、当初想定していた有線放送回線を利用した接続から、サービス料金や機能面を考慮し、NTTの公衆回線から接続することとしております。

詳しくは、役場情報課（有線4566番）まで。

4月から
毎月第2土曜日
収集

古新聞・雑誌等の
リサイクルすすめよう！
～紙類の資源化にご協力ください～

4月から、段ボール・紙パック・その他の雑誌も資源ごみとして全町内、毎月収集します。

- ◎収集は全町毎月第2土曜日の収集になります。
- ◎【新聞】・【雑誌】・【段ボール】はそれぞれ紙ひもでしばり、出してください。
- ◎【紙パック】は開いて水洗いし、紙ひもでしばって出してください。
- ◎【その他の雑誌】は雑誌と一緒に出せるものと、透明な袋に入れて出すものがあります。（スーパー等の袋でもかまいません）

《紙パック・その他の雑誌の出し方について》

【紙パック】

- ・容器の中が銀色など白色でないものは燃えるごみで出してください。

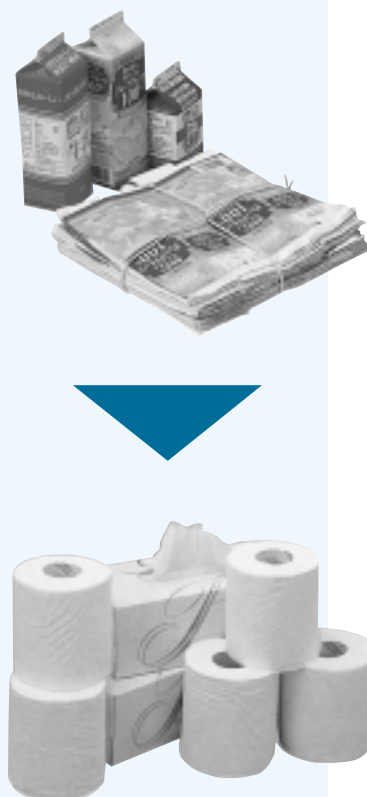
【その他の雑誌】

- ・コピー用紙や包装紙などは、雑誌と一緒に出してください。
- ・お菓子の箱などの厚手のものは、開いて透明な袋に入れて出してください。
- ・紙袋やフィルムの外箱などの紙ひもでしばれないものは袋に入れてください。

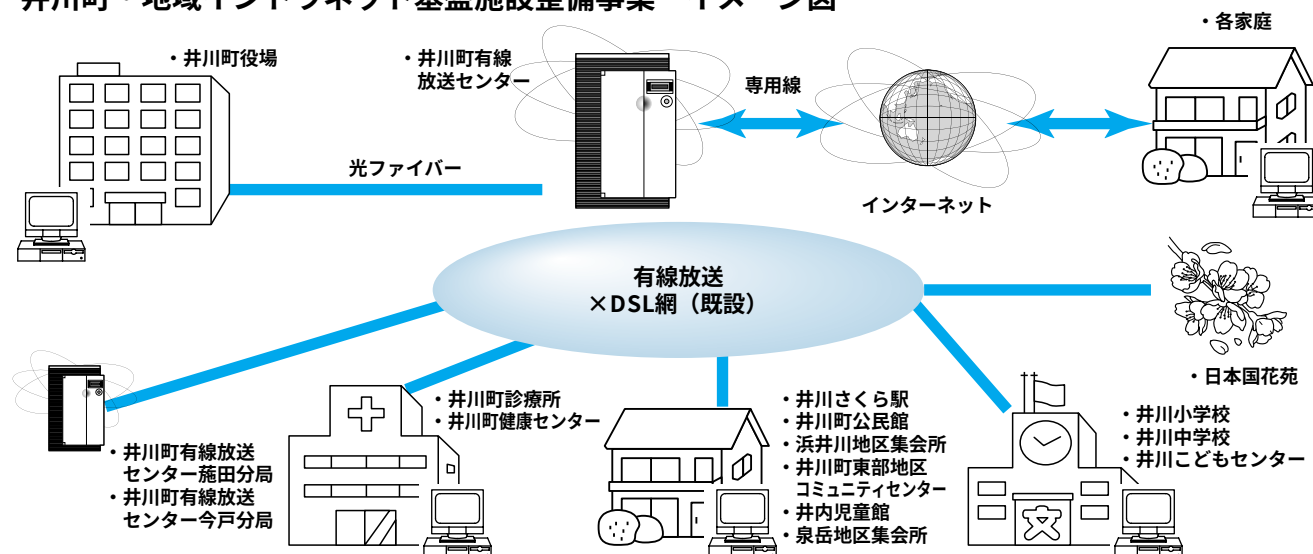
《紙類として収集できないもの》※可燃ごみに入ります。

- 写真
- 紙コップなどのワックス加工紙
- 感熱紙
- 防水加工紙
- ノーカボン紙
- 裏カーボン紙
- 銀紙

井川町町民課 井川町清掃センター



井川町・地域イントラネット基盤施設整備事業 イメージ図



県議会議員一般選挙

投票日

4月13日(日)

■投票時間

午前7時～午後8時
(大台地区は午後6時まで)

投票できるかた

昭和58年4月14日以前に生まれ、平成15年1月1日以前に井川町に住民登録し、引き続き町内に住んでいるかたです。

不在者投票

■通常の不在者投票
手続きは簡単。印鑑も不要で

す。

入場券だけお持ちください。

●受付場所 役場2階会議室

●受付時間

4月4日から4月12日まで、
午前8時30分～午後8時

土曜、日曜日も受け付けます。

●不在者投票の理由

①投票日に仕事がある場合

②何らかの用務で投票区の区域外に旅行または滞在する場合

③他の市町村に居住している場合

■他の市町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかたは、井川町選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会へ投票することが出来ます。

「請求書」と「宣誓書」が必要ですが、その用紙は各市町村の選挙管理委員会にあります。

■入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定さ

れている病院や老人ホームなどに入院、入所中の場合は、その施設でも投票ができます。各施設の事務局にお話してください。

■郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所にいけないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。

この制度を利用する方は、前もって町選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。ただし交付を受けられないのは、身体障害者手帳、戦病者手帳をお持ちで、一定の障害のあるかたに限られます。詳しいことは町選挙管理委員会にお尋ねください。

※選挙についてのお問い合わせは町選挙管理委員会(役場議会事務局内)へどうぞ。

874-2211

有線4511

選挙権は、私たちの代表者を選ぶという政治参加の最も基本的な権利です。

満20歳を迎えた成人であれば、誰でも選挙権が与えられるようになったのは、昭和20年から。かつて、男子の高額納税者など一部の人にしか選挙権がない時代がありました。今日に至るまでには幾多の先人の努力があったことを思うと、あなたの一票は決しておろそかにできないものなのです。

選挙権をもつためには

衆議院議員・参議院議員選挙

日本国民であること
20歳以上であること

知事・県議会議員選挙
市町村長・市町村議会議員選挙

日本国民であること
20歳以上であること
同一市町村に引き続き3か月以上住んでいること



大事にしたいネ
選挙権！

国民健康保険 Q & A

国保の疑問に
お答えします。

Q 退職者医療制度ってどんな制度？

A 退職医療制度とは、会社や役所などを退職して厚生年金、各種共済年金等を受給される75歳未満とその扶養者で国保加入されている人、老人保健(75歳以上)の適用されていない人、厚生年金や各種共済年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人などのが受けられる制度です。

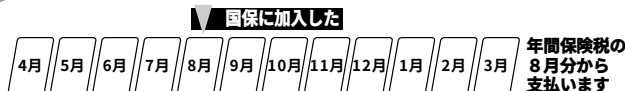
また、平成15年4月より3歳以上70歳未満の自己負担が本人、扶養者ともすべて3割負担となりますのでお知らせします。

Q 年金途中で国保に加入したときの国保税は？

A 年度の途中で国民健康保険に加入したり、やめたりしたときは、国保税は月割りで計算します。

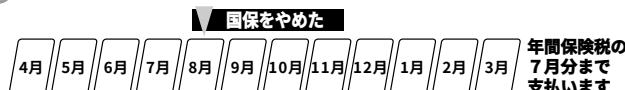
途中で加入した場合

例 8月に国保に加入した人の場合



途中でやめた場合

例 8月に国保をやめた人の場合



何年も前に社会保険等を喪失した場合でも、喪失した年月日にさかのぼって、国保加入し、前年の所得に基づき国保税の納付が必要となりますので、社会保険等を喪失したら、早め手続きを済ませるようご注意ください。

Q 年度途中からの介護保険の保険料は？

A 40歳になると、生活保護を受けている人などを除いて、すべての方は介護保険に加入することになっていますので、介護保険の保険料も国保税とあわせて納めることになります。

《介護保険料と国民保険税の納め方》

- ◇40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)
国民健康保険の保険税(医療分)に介護保険分をあわせて、国民健康保険税として収めます。
- ◇65歳以上の人(第1号被保険者)
介護保険料は原則として年金から引かれます。
年金額が年額18万円未満の方、障害年金・遺族年金など特別な年金のみ受給の方は個別に収めます。

介護保険への加入は40歳からです
40歳に達した月(誕生日の前日が属する月)から介護保険料を納めます

例 7月1日生まれ ▶ 誕生日の前日は6月30日 ▶ 6月から納めます
7月2日生まれ ▶ 誕生日の前日は7月1日 ▶ 7月から納めます

自己負担の割合

	退職被保険者(本人)	被扶養者(扶養家族)
外 来	70歳未満— 3割	70歳未満— 3割
	70歳以上— 1割	70歳以上— 1割
	70歳以上で一定以上所得者— 2割	70歳以上で一定以上所得者— 2割
	3歳未満— 2割	3歳未満— 2割
入 院	70歳未満— 3割	70歳未満— 3割
	70歳以上— 1割	70歳以上— 1割
	70歳以上で一定以上所得者— 2割	70歳以上で一定以上所得者— 2割
	3歳未満— 2割	3歳未満— 2割

Q 年金証書を受け取ったら？

A 年金証書を受け取ったら、14日以内に担当窓口へ届け出てください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

届け出に必要なもの

- 保険証
- 年金証書



国民健康保険、介護保険に関することは、

役場 健康課 有線 4432

TEL (874) 4417



公式ルールで相手を攻めます

2/2

つきたてのお餅もおいしいネ ～わんぱく雪まつり～

恒例の「わんぱく雪まつり」が2月2日、赤沢山スキー場で行われました。当日は穏やかに晴れ渡って、集まった500名の親子は雪国の遊びを楽しみました。今年は雪合戦の公式ルールを指導していただき、雪合戦を行いました。雪も多く、雪質も雪合戦に適していて、参加した子供たちも応援の父兄も大いに盛り上がっていました。

また、無料で振る舞われた甘酒、育成会員が作る豚汁や婦人会手作りのお餅は、みんなの身も心も温かくしてくれ、笑顔が溢れていました。



豚汁、おいしいネ



チビッ子には馬そりも人気のもの



「オッ、とアンバーリフトもむずかしいネ

2/3

鬼は外・福は内 ～子どもセンター豆まき～

節分の2月3日、子どもセンターでも豆まきが行われました。井川町老人クラブ連合会会長の森田孝治さんが「鬼は外、福は内」と言いながら、豆をまくと鬼のお面をつけた子供たちは大慌てで逃げます。0歳児から5歳児まで遊戯室に集まると、森田会長さんのお話があり、先生方がふんした良い鬼とのゲームやゆうぎを楽しみました。



オニのお面をつけたけど本当はよい子です

2/13

議会について学ぶ ～小学6年生議会訪問～

井川小学校6年生57名が議会について学ぼうと、町議会を訪問しました。議場にはじめて入った児童たちは厳粛な面もちで、斎藤紀男町議会議長の議会の仕組みや仕事についての説明に聞き入っていました。児童からは「今一番、話し合われている井川町の問題は何か」「党に入っている議員はいるか」など17項目にわたって質問がだされ、議長や事務局の回答を聞き漏らさないよう熱心に書き取っていました。



厳しい質問も出されました



筆の端を軽くもって心を込めて描きます

1/26

絵手紙書きました ～きらめき女性の集い～

1月26日公民館では、婦人会員による「きらめき女性のつどい」が開かれ、50名余りの人が参加しました。はじめに各大会・研修会に出席した方からの報告があり、続いて「絵手紙」の実技指導が行われました。秋山三男先生を講師に、筆の持ち方から指導を受けたみなさんは真剣そのもの。一人暮らし高齢者の方に絵手紙を届けようと、持ち寄った果物など思い思いに描いていました。高齢者の方にうまく心が伝わったでしょうか。



1/26

交通事故が起きないように ～井川町交通安全協会総会～

公民館を会場に30名余りの方が出席して、井川町交通安全協会総会が行われました。

昨年の飲酒運転追放運動では、検挙者が13名で全県55位だったこともあり、今年は飲酒運転徹底追放はもちろん、高齢者事故防止など交通安全を願い祈願祭が行われました。

その後、交通安全功労者や優良運転者の表彰、議案承認、最後に交通安全5つの誓いを宣言して閉会しました。



一緒に拝礼します



「ウー、のびるといい気持ち

2/1

人生の節目にあたって！ ～合同厄祓い・還暦祭～

恒例の合同厄祓い・還暦祭が2月1日公民館で行われました。数え年で、女性33歳、男性42歳、また61歳の還暦を迎えた方々136名が参加しました。みんなが無事に健やかに過ごせますようにお祓いを受け、それぞれ人生の節目に気持ちも新たにしておりました。

参加者たちは、その年齢に達したとは思えない若々しさで、お互いの健闘を励まし合い、交流を深めていました。

1/31

よく筋肉をのばして ～食生活改善推進員養成講座～

食生活改善推進員養成講座では、研修の中に健康づくりを取り入れ「家の中で楽しく続けられる運動」を行いました。指導は社会体育研究所ミュージックスports部の小林恵津子氏でツボ刺激法や腰痛体操を行いました。参加者は「バナナ体操」や「くの字体操」などと名付けられた運動に呼吸を合わせて、筋肉の伸縮運動を行いました。日頃の運動不足解消につながってほしいですね。

役場の電話番号

総務課	874-4411
出納室	874-4412
情報課	874-4413
税務課	874-4414
町民課(戸籍)	874-4415
町民課	874-4416
健康課	874-4417
産業課	874-4418
農業委員会	874-4419
建設課	874-4420
水道課	874-4421
公民館 (環境改善センター)	874-4422
歴史民俗資料館	874-4423
教育委員会	874-4424
議会事務局	874-4425

募 集

平成15年度
児童クラブ利用希望者募集

町では、日中保護者が仕事等で家庭にいない小学校低学年(1年～3年)の児童を対象に、大人が帰宅するまでの間、児童に遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、「児童クラブ」を開設しています。平成15年度「児童クラブ」の利用を希望される方は左記のことにご留意のうえ申し込んで下さい。

- 対象児童
小学校1年～3年生
・町内在住の方
・保護者が日中仕事などで不在年間を通して利用を希望する児童
- 実施場所
井川こどもセンター



- 実施日時
平日は午後1時30分～午後6時30分
土曜日及び長期休業日は、午前7時30分～午後6時30分(昼食持参)
- 休業日
日曜日、祝祭日及び町長が休業と認めた日
お盆(8/13/15)
年末年始(12/29/1/3)
- 会費
一人月額5,000円(おやつ代)

※児童クラブ中のケガや事故な

どこに対応するため必ず保険に加入します。

- 申込期限
平成15年3月14日(金)
- 申し込み及び問い合わせ
井川町教育委員会事務局
TEL874-4424
(有) 4538

建築物防災週間

建物も
あなたと同じ
健康診断



便利さに
慣れて忘れる
火のこわさ

春の全国火災
予防運動

がんばるあなたを応援します

井川町奨学基金

町では、教育振興と住民福祉の一環として有用な人材の育成と大学進学などの就学による経済的負担の軽減を目的に奨学金をお貸しします。

昨今の経済状況に配慮して、平成十四年度からは年二回の募集を行っています。



対象となる方

- 大学および短期大学、専門学校に在学する学生で、次の要件に当てはまる方(ただし、大学院は対象になりません)
- ①井川町に一年以上住んでいる方のお子さん
- ②品行方正、学業成績優良であること(学校長の推薦)
- ③経済的理由により学費の支弁が困難な方
- ④他の育英資金の貸与を受けていない方

貸与額

- 自宅外通学
月額 三五〇〇円
- 自宅通学
月額 二五〇〇円

貸与期間

- 貸与契約月から卒業の月まで

申請手続き

- 申請する方は、次の書類が必要で
- ①奨学金貸与申請書
- ②学校長の推薦書および学業成績証明書

- ③在学証明書または合格証明書(写し)
- ④保証人および保護者家族調査書
- ⑤本人の戸籍謄本
- ⑥世帯および連帯保証人の所得証明書(役場税務課より)

☆現在借り受けている方も再申請が必要です

申込みの受付期限

- 前期 平成十五年四月十五日後期 平成十五年九月十二日

貸与の決定

- 申請を受付後、奨学金貸与選考委員会の意見を聞いて貸与を決定します

返還方法

- 卒業したとき、奨学金の貸与契約が解除されたときは、その月の翌月から貸与を受けた月数の二倍の月数内に月賦で返還していただきます(無利子です)

☆災害が死亡、その他特別の事情がある場合は、返還を猶予するか、返還の債務の全部または一部が免除されます

お問い合わせ、ご相談は
町教育委員会へ
電話(874) 4424
有線4538

お知らせ

平成15年度
国民年金 保険料は13,300円(月額)

平成15年度国民年金保険料は、昨年と同額の13,300円(月額)、付加保険料400円です。

保険料納付は将来の給付につながる大切なことです。

1年間の保険料を前納する場合

前納する月	平成15年4月
前納額	156,770円

6月間の保険料を前納する場合

前納する月	平成15年4月から平成15年10月までの月
前納額	79,150円

平成16年3月までの期間すべての保険料を前納する場合

前納する月	平成15年												平成16年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
前納額	円 156,770	円 143,940	円 131,060	円 118,150	円 105,190	円 92,190	円 79,150	円 66,070	円 52,940	円 39,770	円 26,560	円 13,300			

※国民年金保険料口座振替新規前納(6ヶ月間)を希望される方は、平成15年3月20日まで、口座振替用通帳とその通帳届出印を持参のうえ、役場町民課国民年金係にお申し出下さい。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金が減額されたり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合もあります。

保険料はきちんと納めましょう。納め忘れのない「口座振替」をおすすめします。

詳しくは
役場町民課国民年金係
(有) 4441
TEL 874-4416

平成十五年度

交通災害・不慮の災害共済

この共済制度は、県内の住民がお互いの助け合いによって、交通事故や不慮の災害に遭った人を救済しようとするものです。年齢職種を問わず簡単に加入できます。まもなく、町職員や育成会の方が加入希望の取りまとめに伺いますので、内容を確認のうえ申し込んで下さい。

詳しくは

役場町民課

TEL874-4416
(有) 4441

	交通災害共済	不慮の災害共済
掛 け 金	年額 400円	年額 600円
共済期間	・平成15年4月1日から平成16年3月31日 ・途中で加入した人は、その翌日から平成15年3月31日	
共 済 金	○死亡 100万円 ○後遺傷害 50万円～100万円	○死亡 60万円 ○後遺傷害 30万円～60万円
	○傷害治療 ・入院1日 2,000円 ・通院1日 800円	○傷害治療 ・入院1日 1,100円 ※通院期間は対象になりません。
請求期限	・死亡した日またはその傷害が治癒した日から1年以内 ・後遺傷害の場合はその傷害が確定した日から1年以内	

奨学援護金制度

交通災害共済または不慮の災害共済に加入しているお父さん、お母さんのいずれかが、交通事故または不慮の事故により死亡したり重度障害に該当したとき、遺児に対して保育園から高校までの14年間にわたり、一人につき毎月5,000円の奨学援護金を支払います。

3月のカレンダー

- 1日(土) 市町村合併座談会 (小今戸 19:00～)
- 2日(日) 井川町婦人会総会 (公民館 10:00)
- 市町村合併座談会 (羽立 13:30～)
- (街道、坂本、新聞、新屋敷 19:00～)
- 3日(月) 市町村合併座談会
- (小泉、館岡、小竹花、保野子 19:00～)
- 4日(火) 3月定例町議会
- 市町村合併座談会 (中下村 19:00～)
- 5日(水) 市町村合併座談会
- (今戸、大野地、上村、横岡 19:00～)
- 6日(木) 市町村合併座談会
- (田中、さくら、海老沢 19:00～)
- 11日(火) 公立高校入試
- 14日(金) 小・中学校卒業式
- (小学校 10:00、中学校 13:30)
- 15日(土) こどもセンター卒園式 (10:00)
- 18日(火) 公立高校合格発表
- 20日(木) 幼稚園、小・中学校修了式
- 28日(金) 小・中学校離任式

図書券が当たる

広報クイズ №141

◆今月の問題

- (1)平成15年度井川町の転作面積はどれくらいですか。
- (2)町長は何回目の当選ですか。地方自治にかかわって何年になりますか。
- (3)地域イントラネットは何月から運用開始ですか。

◆応募の方法

ハガキに答、住所、氏名、年齢、世帯主名を記入してください。

◆あて先

〒018-1596 井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
井川町役場 情報課 広報係

◆しめきり

3月20日(当日消印有効)

正解者の中から抽選で5人の方に図書券をプレゼントします。

前回の答えは、産直生産グループ・生活研究グループ 三浦喜美雄 平成15年1月27日

当選者は次の通りです。森田悦子(今戸)、伊藤 恵美(今戸)、半田 健(羽立) 鈴木 勇(宇治木) 勝田裕樹(新屋敷)さんに図書券をお送りします。

たくさんの応募をお待ちしています。

ぼくたちむしばなかったよ

1歳6ヶ月児・3歳児健診でむし歯のなかった子どもたちです。



遠藤琉星ちゃん
(さくら・1歳6ヶ月)



伊藤勇飛ちゃん
(小 泉・3歳)



伊藤有咲ちゃん
(小 泉・3歳)



武埴穂乃佳ちゃん
(街 道・3歳)



湊 洵菜ちゃん
(街 道・3歳)



伊藤愛恵ちゃん
(さくら・3歳)

保健だより●3月分

1歳6ヵ月児健診、すくすく学級・乳児健診

月 日	健 診 名	対 象 者	内 容	受付・会場
3月4日(火)	1歳6ヵ月児 健 診	平成13年6月～8月生まれ	身体計測、保健指導 内科診察、栄養指導	13:00～13:30 健康センター
3月18日(火)	すくすく学 級	平成14年12月生まれ	離乳について(試食) 神経芽細胞腫の説明	9:30～9:45 健康センター
	乳 児 健 診	平成14年11月・8月・5月・3月生まれ	身体計測、保健指導 内科診察、栄養指導	13:00～13:30 健康センター

- ・健診の時は問診票、母子健康手帳、バスタオルをお忘れなく。
- ・7ヵ月児は、離乳食指導がありますので、1時までには受付を済ませて下さい。

ツベルクリン反応注射及びBCG接種

月 日	健 診 名	対 象 者	受付時間	会 場
3月3日(月)	ツベルクリン反 応 注 射	・13年2月1日～14年11月30日生まれの子 ・4歳未満で未実施の子	13:30～14:00	診 療 所
3月5日(水)	ツベルクリン反 応 判 定 B C G接種	3月3日に注射をした子		

健康相談・母子健康手帳交付・わいわい広場

月 日	事 業 名	内 容	会 場
3月3日17日(月)	健 康 相 談	骨密度測定 健康、栄養に関する相談など	9:00～17:00
	母 子 健 康 手 帳 交 付	母子健康手帳・妊婦健康診査受診票交付 保健指導、栄養指導	健康センター
	わ い わ い 広 場	乳幼児・親等が対象。みんなで遊び、 情報交換、相談(栄養、歯他)もできます	9:30～17:00

食生活改善学級

月 日	対象者	内 容	時 間	会 場
3月3日(月)	学 級 生	・講演「あなたの家族のことがよくわかる食事診断」 国立健康・栄養研究所 佐々木敏氏 ・平成14年度事業の反省 ・平成15年度事業計画	9:00～14:00	農村環境改善センター

井川町役場 018-874-4411
U R L <http://www.ikawa-town.com/>
E-mail ikawa@seagreen.ocn.ne.jp

今月のお知らせ

見て！
みて！

金融庁からの お知らせ

(<http://www.tsa.go.jp/>)

こうなります！

預 金 保 険 制 度

- ・当座預金、普通預金などは、平成17年3月まで引き続き全額保護されます。
- ・定額預金についてはこれまで同様預金者一人あたり、一金融期間ごとに元本1,000万円までとその利息が保護されます。それを越える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります。)
- ・平成17年4月以降は、当座預金などの利息のつかない預金が全額保護されることになります。
- ・預金保険制度、農漁協系貯金保険制度ともに同様の取り扱いがされます。
- ・詳しくは、金融期間の窓口または、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、財務局にお問い合わせ下さい。

貸し渋り・貸しはがし
ホットライン開設

現在の経済情勢のもと、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸しはがしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」(通称、貸し渋り・貸しはがしホットライン)を開設しました。

貸し渋り・貸しはがしに関する情報を電子メール・ファックスで受け付けています。

【電子メール】joho@fsa.go.jp

【F A X】03-3506-6699

- ・情報には、住所(県名) 職業、業種もご記入下さい。
- ・受け付けた情報は、検査・監督の実施にあたり重要な情報として活用させていただきますので、金融機関名・支店名や取引の内容など、できるだけ具体的にご記入下さい。

秋田財務事務所 TEL862-4191

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行



高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全かつ快適に生活できるバリアフリー社会を実現するために、平成15年4月1日から「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」が施行されます。

そのため、条例の対象となる施設を新築等する場合は、あらかじめ管轄行政庁への協議や工事完了届等の手続きが必要となります。

1) 条例対象施設(建築物の場合)

建築物の用途	手続きが必要な施設の規模
医療施設、集会施設、福祉施設、運動施設、文化施設、理容所等、公衆便所、官公庁の庁舎、公益事業の営業所、学校等、火葬場	すべて
興行施設、展示施設、物品販売業を営む店舗、宿泊施設、遊戯施設、公衆浴場、飲食店、サービス業を営む店舗	用途面積100㎡以上
自動車庫庫	駐車面積500㎡以上
共同住宅等、事務所、工場	用途面積2,000㎡以上

2) 施設を新築等する場合の手続き等(建築物の場合)

条例の対象施設を新築等しようとするときは、工事着工の30日前までに建築確認申請と併せて協議することが必要となります。また、施設(既存含む)を整備基準に適合させたときは、適合証の交付を請求できます。

〈協議などの手続きの窓口〉

建築確認申請と同じ県各建設事務所です。

◆問い合わせ◆ 秋田県バリアフリー促進チーム

電話018-860-1324 FAX018-860-1326

ホームページ：<http://www.pref.akita.jp/b-free/>

◆ ご存じですか？

『自動車フロン券』

エアコン等に冷媒として用いられているフロンは、オゾン層破壊物質であり、温室効果ガスでもあります。オゾン層保護と地球温暖化防止のため、カーエアコンが搭載された車を廃棄処分する際には「自動車フロン券」が必要になりました。

「自動車フロン券」って、なに？

フロン類の回収・破壊に必要な費用を、オーナーの方に負担してもらうためのもので、1枚2,580円です。自動車は1枚、小型バスは2枚、大型バスは4枚必要です。費用の払い込み窓口は郵便局、またはコンビニエンスストアでもできます。

廃車手続きは、どうなるの？

廃車する車に「自動車フロン券」を添えて、引き取り業者に渡します。最寄りの自動車販売・整備・解体事業者におたずね下さい。

詳しいお問い合わせは

自動車フロンコールセンター

TEL 03-5532-1461



◆秋田杉プレゼント

県では、住宅を新築される方に「乾燥秋田杉柱材」をプレゼントしています。提供材は、12cm角、長さ3m、含水率20%以下を標準とし、1戸当たり90本を上限とします。

■募集期間

3月3日～20日 100戸

■申し込み先

あきた県産材利用センター

<http://www.kensanzai.com>

■申請書

市町村役場、総合農林事務所、建設事務所に備えております。

■詳しくは、県林務課

TEL 860-3382

FAX 860-3386

メロディー通信

84

600字で
ひとこと

還暦祭を故郷で

八 柳 京 子 (茨城県住 新屋敷出身)



正月早々、ふるさと井川町での還暦祭の通知が届き、有無を言わず、主人(羽立出身)と二人で出席することを決めたのでした。当日は例年になく大勢の参列者だということでしたが、式典は厳粛な中に行われ、私は一つの節目を越えた喜びを実感し、これから人生を大切にしていきたいと思

っていました。外は一面の雪景色だったそうですが、懐かしい方言が耳元で交わされると、若かりし頃にタイムスリップしたようで、寒さは少しも感じず「ほんわか」温かったのです。私は、人生半ばにして病気のため失明し、ショックで生きる気力もなくなり、人生の挫折を体験しました。でも主人と二人の子どもの強い支えと愛情で立ち直り、今では長男夫婦と孫に囲まれて幸せに暮らしています。

失明後の私の人生を変えたのは点字(目の不自由な人が使う文字)との出会いです。点字をマスターするまでにはたくさんの方々の関わり合いがあり、今度は自分が社会の役に立ちたいとボランティア活動をはじめました。小学校や中学校へ行つては、点字の指導をしたり私の体験を話したりして、少しでも子供たちが、福祉に関心を持ってくれることを願って活動しています。

そして、このすばらしい井川町が、私たちの故郷であることを誇りに思つて、遠い地から、益々の発展を願っております。

わが家のアイドル



坂本 父・幸一さん
母・こずえさん

大きくなっても、妹思いの
やさしいお兄ちゃんいてね。

凌 優翔ちゃん(四歳)
彩華ちゃん(二歳)

短歌

井川短歌会詠草

川岸の雪底流れに落ちる音夜半の寢床に醒めて聞きおり
軒下に吊るされし玉ねぎの芽は伸びて来ぬ春告げること
一人居の春待つ我に届きたる花の芽吹きの手書きの絵はがき
亡き父母の喜ぶことを心して歩みゆきたし古希を迎えて
地球上にいくさの果てむ日はいずこふたたび国と国は対峙す
退屈を紛らわさんとテレビ見るチャンネルはどこも拉致放映す
目を病める我を励ます友ありてやさしき言葉に万感せまる
高圧線の修理の姿目^{*}の当たり眺めしわれは恐怖におののく
穂庵と百穂の描きし淡彩な墨絵に心を惹かれ妻と見つめる
凍てつきし路に足を踏ん張って引つ張られるまま大と散歩す
任務おわり宇宙探査機コロンビア大気圏突入壮烈に散る
恐れ多き大歌人と親しく話しき覚めてさみしき人なれば
二回目の庭木の剪定肩病みて鉄持つ手が肩より上は苦痛となりぬ

小林 喜作
伊藤ミヤ子
児玉千代子
伊藤 陽子
斎藤 眞人
伊藤千代美
遠藤恵美子
工藤 美穂
鈴木 鉦造
鈴木 鉦造
小林 タミ
渡部 光造
すずきいさむ
渡部 廣治

いかわっこの夢



渡部 圭さん(さくら)
プロ野球選手になっ
ていいプレーをした
いです。



鷺谷帆 芦さん(海老沢)
自動車店につとめて
からレーサーで優勝
したいです。



安田千斗さん(綱木沢)
レーサーになってレ
ースで優勝してゆう
めいになりたい。



渡部知帆さん(新聞)
保母さんになって、
たくさんの子供たち
とふれあいたい。



鷺谷優花さん(海老沢)
母も美容師なので私
も美容師になって自
分の店を持つ。



小林秀樹君 (保野子)
高橋直樹君 (新聞)
秋田南高校(2年)
男子バスケットボール部

ガンバール高校生

身長一八〇cmを超える二人が目
の前に揃うと頼もしさと同時にわ
くわくした期待を持つてしまいま
す。「このチームはみんな大きい
から俺たちはそうでもない。」と
さわやかな笑顔で、照れくささを
隠すように話す二人からは、新人
戦東北大会での活躍を伺い知るこ
とは出来ません。

井川中学校時代も二人はバスケ
ットボール部の主力メンバーでし
た。ただ3年生の時、春の大会で
全県優勝しながら、夏の大会では
郡大会敗退という苦い経験があり
ます。「油断してたわけじゃないけ
れど、全県大会が視野にあつて足
元を見てなかった。」と、今でも悔
しそう。バスケットボール部員二
七名を率いるキャプテン小林君を
「ムード作りがうまく、部員の信
頼度も高い。彼の下に仲間が集ま
っていく。そういうタイプです。」と
高橋君が言う。「こいつはスーパ
ーサブ。精神的に安定していて、
スタートメンバーより重要なポジ
ションを任せられる。」と、片桐監
督は高橋君の肩をポンと。
「秋田代表は無理だけど、俺た
ちなりのバスケットで次は東北大
会上位を目指したい。」揃ってそう
話してくれました。

みんなのひろば

リチャードの
楽しい英語の
時間です



このコーナーは、毎週水
曜日、有線放送の夜の定時
放送で放送されます。ひと
くち英会話のテキストとし
てご利用ください。

今月は“ What time is it? ”を勉強しましょう。
“ What time is it ” は日本語で「今何時ですか」
英語で「今何時ですか」の質問にはいろいろな答
え方があります。一番よく使う答え方は三つ目です。

What time is it?

It's five P.M. 午後5時です。

It's five A.M. 午前5時です。

It's five oclock. 5時です。

What time is it?

It's twelve P.M. 午後12時です。

It's twelve. 12時です。

It's midnight. 真夜中です。

What time is it?

It's twelve A.M. 午前12時です。

It's twelve. 12時です。

It's noon. 正午です。

What time is it?

It's half past. 30分です。

It's half past two. 2時半です。

It's two thirty. 2時半です。

What time is it?

It's quarter past. 15分です。

It's quarter past ten. 10時15分です。

It's ten fifteen. 10時15分です。